

2024年7月3日(水)

令和6年度 ピアカウンセリング講演会

逆境に取り残される子どもたち PART 2

駿河台大学教授 藤川 浩



1

お話しする内容

1. 前回の講演の振り返り —少年非行の動向—
2. 前回の講義の振り返り —少年審判の手続き—
3. 非行少年をどのように理解するのか
4. 非行少年の立ち直りに向けて
5. 非行少年との面接をめぐって
6. まとめ —子どもたちを誰ひとり取り残さないために—

2

1. 前回の講演の振り返り
—少年非行の動向—



3

1-1 少年非行に対する社会の意識

【質問】 あなたの実感として、おおむね5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか？



2015年の国勢調査によると

- 「**増えている**」78.6%
(「かなり増えている」42.3% + 「ある程度増えている」36.3%)
- 「変わらない」16.8%
- 「減っている」2.5%
(「ある程度減っている」2.3% + 「かなり減っている」0.3%)

4

1-2 少年による刑法犯等の検挙人員等の推移

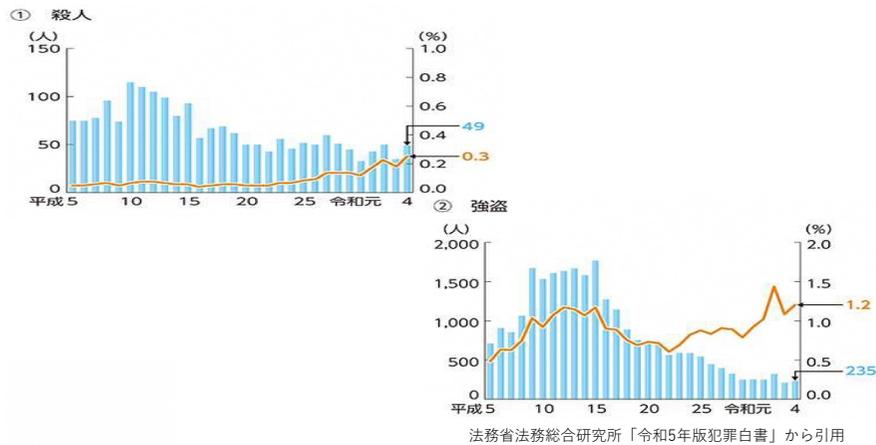


1-3 近年の非行少年の動向

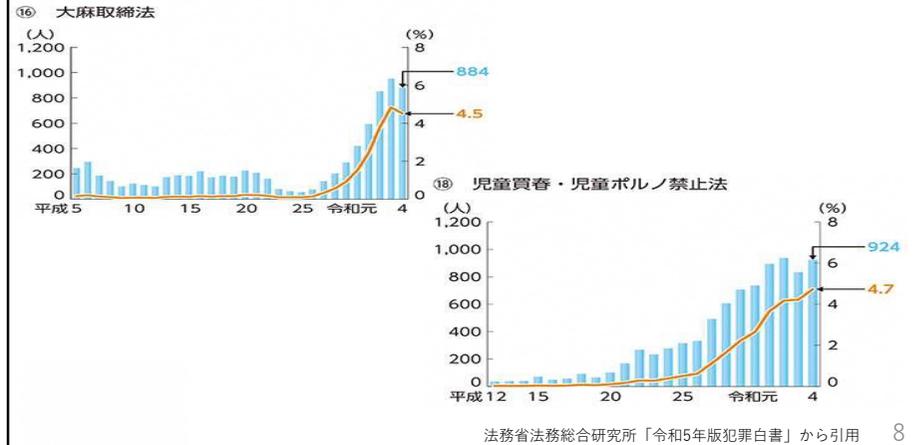
- 少年による非行（刑法犯・過失運転致死傷等の検挙人員）は、1983年の31万7,438人をピークとして、その後減少傾向にあり、特に最近20年間は急速に減少している。
- 2022年は2万9,897人であり、39年前のピーク時と比較して10分の1弱に減少した。
- 他方、殺人、強盗等の凶悪な非行は依然として一定数を保っている。
- また、詐欺、大麻取締法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法など、近年、増加に転じている非行もみられる。

6

1-4 少年による刑法犯の検挙人員等の推移 (1)



1-5 少年による刑法犯の検挙人員等の推移 (2)



1-6 家庭裁判所から見えてくる現代の非行少年

• 非行少年の姿が大きく変わってきた。

➤ 【以前】 バイク盗、ひったくり、暴走行為、対教師暴力・・・

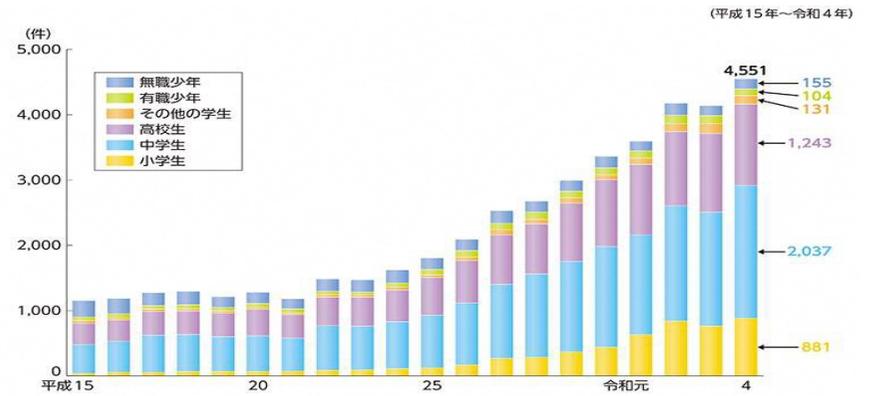
不良少年であることを誇示するような少年たち



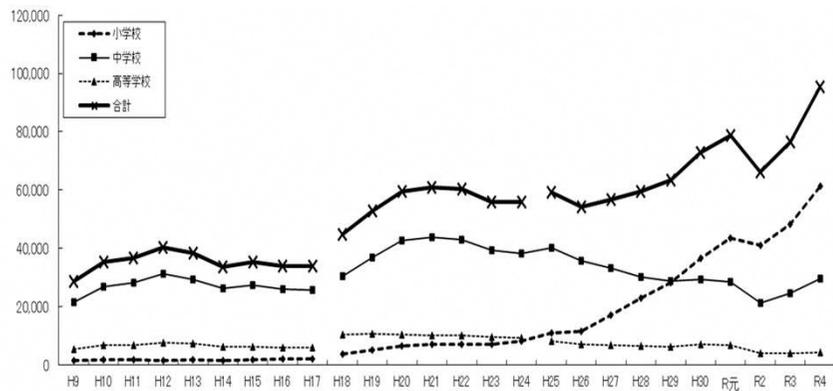
➤ 【現代】 強制わいせつ、大麻などの薬物非行、いじめに起因する集団による暴力、家庭内暴力・・・

内向きかつ刹那的で非社会的な少年たち

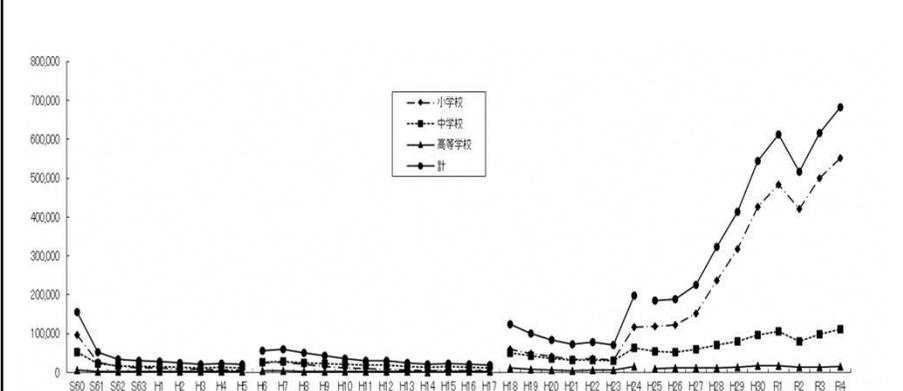
1-7 少年による家庭内暴力認知件数の推移



1-8 学校内の暴力行為発生件数の推移グラフ



1-9 いじめの認知（発生）件数の推移のグラフ



1-10 一般保護事件といじめ認知件数



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」及び最高裁判所「司法統計」から作成 13

1-11 少年非行の減少をどう考えるべきか

社会・経済状況の変化

- 少子化
- 社会・経済環境の向上
- 若者のライフスタイル、価値観の変化
- バーチャルな世界での欲求充足

防犯・教育態勢の向上

- 関係機関による防犯活動・矯正保護実践の効果
- 防犯・監視システムの発展
- 発達に特性のある子どもに対する支援の向上

14

2. 前回の講演の振り返り

— 少年審判の手続き —

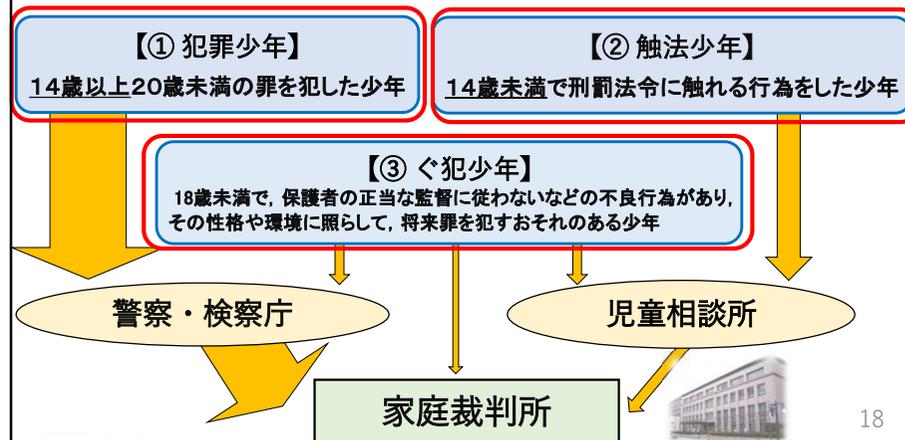
2-1 少年保護手続きの特徴

- ① 20歳未満の少年たちの犯罪行為等は、21歳以上の大人たちとは異なる特別の手続き（「少年法」）で取り扱われる。ただし、重大な犯罪の場合は、通常の裁判を受けることもある。
- ② 対象となる非行少年は、法律によって厳格に定められている。
- ③ 全ての非行少年は、必ず「家庭裁判所」で審理される。

- ④ 家庭裁判所には、行動科学の専門家である「**家庭裁判所調査官**」が配置され、原則として全ての非行少年の調査に当たっている。
- ⑤ 家庭裁判所は、非行少年の処分を決定するとともに、その審理過程において、様々な「**教育的措置**」を講じて非行少年の更生に取り組んでいる。
- ⑥ 非行少年は、その「**非行事実**」と「**要保護性**」に応じて処分が決められる。そのため、処分内容は、21歳以上の大人たちと比べて、必ずしも軽いということにはならない。

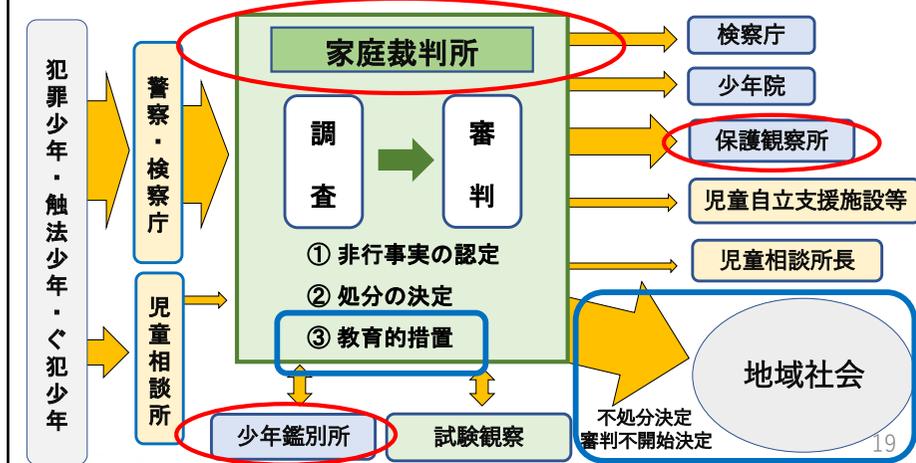
17

2-2 少年法の対象となる非行少年



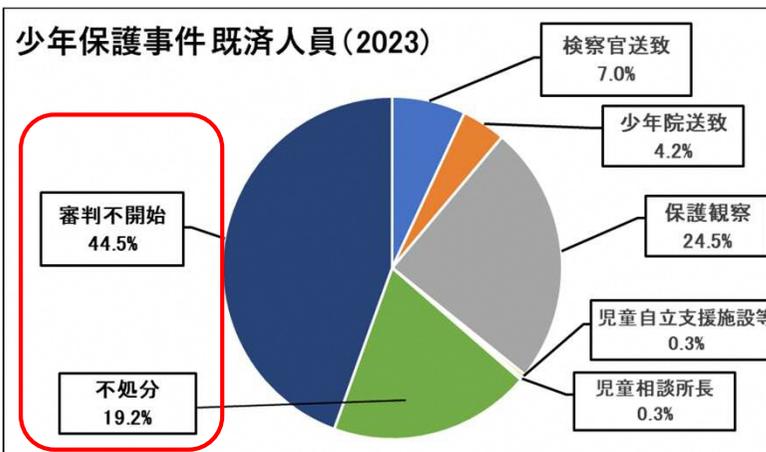
18

2-3 家庭裁判所を中心とした少年事件の流れ



19

2-4 少年保護事件の終局総人員(2023年)



20

2-5 家庭裁判所の少年審判の様子



【出席者】

- 1 裁判官
- 2 家裁調査官
- 3 裁判所書記官
- 4 付添人
- 5 少年
- 6 保護者
- 7 関係機関の職員
学校の教員等

(出典) 裁判所ホームページ 21

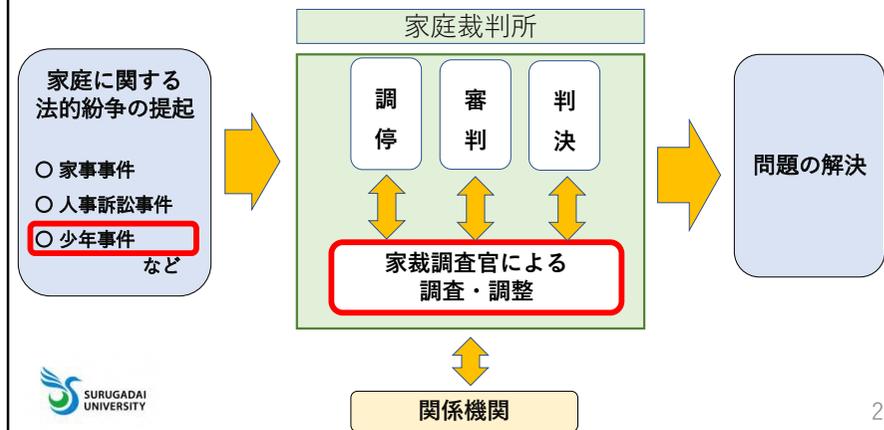
2-6 家庭裁判所調査官による調査の様子



(出典) 裁判所ホームページ 22

3. 非行少年をどのように理解するのか —家庭裁判所調査官による少年理解の方法—

3-1 家庭裁判所の手続の流れ



3-2 家庭裁判所調査官による調査の基本姿勢

- ① ミクロ・マクロの視点
- ② B P S (生物・心理・社会) の視点
- ③ 非行促進・抑止要因の視点

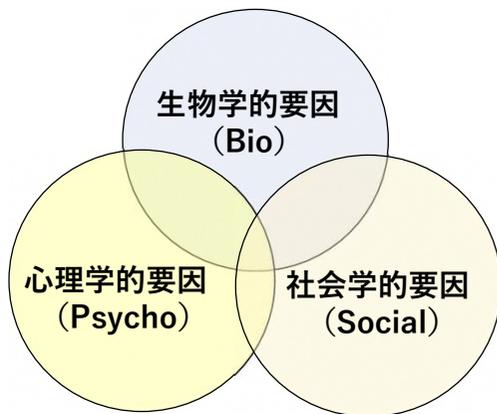
25

3-3 ①ミクロ・マクロの視点

- ミクロの視点** : 対象 (非行行動) 自体を詳細に把握しようとする視点
【非行時の思考 (動機)、感情、行動など】
- マクロの視点** : 対象を含む全体 (非行行動の背景) を俯瞰して把握しようとする視点
【家庭環境、学業・職業の状況、交友関係、成育史など】

26

3-4 ②B P S (生物・心理・社会) の視点



27

● B P S の視点の具体的内容

各要因	具体的内容
生物学的要因 (Bio)	○身体的病気・障害, 精神障害 ○脳の器質的障害, 知的能力の程度 ○アルコール, 薬物の影響 ○体調・生理的状态 等
心理学的要因 (Psycho)	○非行に至る少年の心理 ○性格・行動傾向, 認知傾向 ○感情コントロールの方法, ストレス対処法 ○対人関係の持ち方, 信念, 自己評価 等
社会学的要因 (Social)	○家庭環境 ○学校生活, 職場環境 ○交友関係 ○地域環境

28

3-5 ③ 非行促進・抑止要因の視点

○ 実証的な研究によって明らかにされた、一般的に非行が生じる可能性を高めることに関連する要因

【リスク要因】



非行促進要因

○ 同様に、非行が生じる可能性を低下させることに関連する要因

【保護要因】



非行抑止要因

非行促進要因 (1)

I	反社会的な行動の経歴	若年時から多様な犯罪や問題行動に関与していること等。①開始時期、②数、③種類の多様さに着目する。
II	反社会的な行動と結びつくようなパーソナリティーの特徴	衝動性の高さ、落ち着きのなさ、快刺激を追求する傾向、攻撃性、冷淡さ、自己中心性、危険を好むこと、問題解決能力の低さ、社会性の低さ等
III	反社会的な認知の特徴	犯罪親和的な自己同一性（犯罪者への同一化）、反社会的な態度・価値観・信念（法律や司法制度への否定的態度、犯罪は役に立つという信念）、利己的な合理化のしやすさ（ある状況下では犯罪は正当化されるという合理化）等
IV	反社会的な仲間	犯罪親和的な者と関係を持つこと。その一方で、社会適応的な者から孤立してしまうこと。

非行促進要因 (2)

V	家庭環境の問題	家族の犯罪傾向、家族の心理・性格的問題、愛情不足、養育放棄、家族関係の希薄さ、両親の監督力不足、しつけ不足、虐待等。①親子間の関係性の質、②反社会的行動に関する行動面での期待やルール（指導、監督、しつけの方法等）に着目する。
VI	学業・職業の問題	学業や職業における成功体験の希薄さ（低い達成度、低い自我関与、低い報酬、不満足感）等。学校や職場における人間関係の質に着目する。
VII	余暇活動の持ち方の問題	遵法的な余暇活動に対して満足し、深く関わるといったことが不十分であること。
VIII	薬物乱用の問題	アルコールや他の薬物に関する問題。特に、過去の薬物乱用の経歴よりも、現在薬物乱用の問題が生じていること。

4. 非行少年の立ち直りに向けて 一家庭裁判所はどう取り組んでいるかー

4-1 非行少年の処遇の流れ



33

4-2 家庭裁判所調査官による教育的措置

• 調査や試験観察の過程で、家庭裁判所調査官は少年に対して様々な働きかけを行っている。

- 助言・指導 (アンガーマネジメント等の個別プログラムを含む。)
- 教育プログラム (薬物、交通、思春期講習など)
- 生活指導 (日記による自己モニタリング指導など)
- 社会奉仕活動 (公園清掃、切手整理活動など)
- 補導委託 (職業訓練型、社会奉仕型、生活指導型など)

34

4-3 補導委託について

• 家庭裁判所が最終的な処分を決める前に、民間のボランティアに非行少年を預け、少年に仕事や通学をさせながら生活指導をしてもらう制度

在宅補導委託

社会福祉施設 (高齢者、児童、身体障害者等) など

身柄付き補導委託

建設業、製造業、農家、飲食店、市美容店、寺院、更生保護施設、自立支援援助ホーム など

35

5. 非行少年との面接をめぐって

38

Q1：生徒が非行をしました。話を聴こうとしたところ、生徒は何も話そうとしません。また、こちらの話を真面目に聞こうとせず、ふてくされて、反省の態度が見られません。どのように対応したらよいのでしょうか。

5-1 非行少年と成育環境

- 法務省は、直近の「犯罪白書」(令和5年版)で「非行少年と成育環境」を特集した。
- 法務総合研修所の特別調査の結果、「小児期逆境体験」を1項目以上有する非行少年の割合は、次のとおりであった。

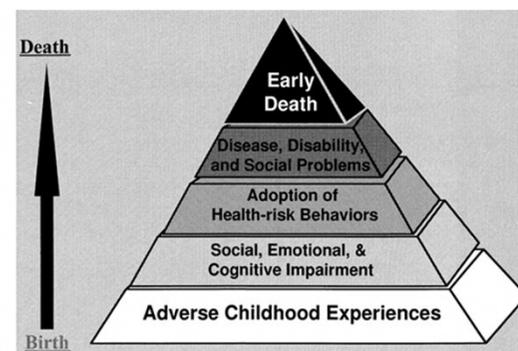
	ACEの該当率
少年院在院者	87.6%
保護観察処分少年	58.4%



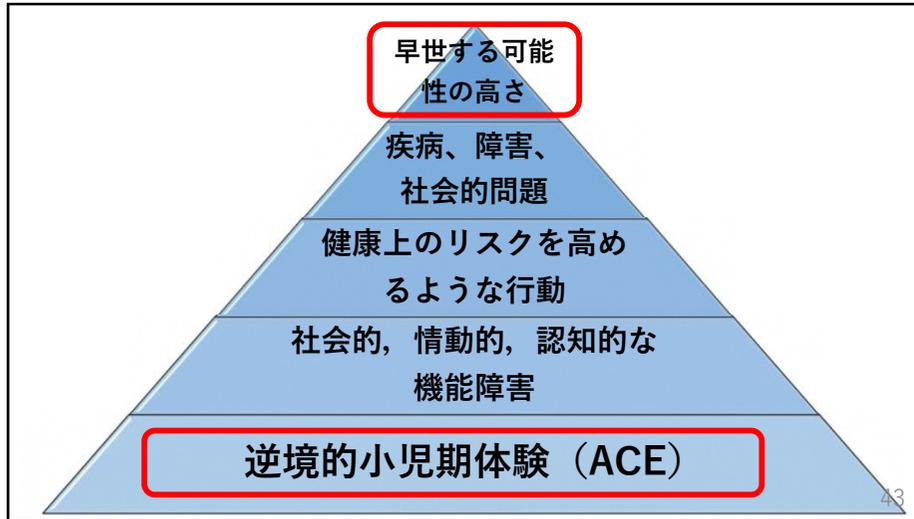
5-2 小児期逆境体験とは (Adverse Childhood Experience : ACE(エース))

- ① 心理的虐待
- ② 身体的虐待
- ③ 性的虐待
- ④ 家族の薬物中毒
- ⑤ 家族の精神疾患
- ⑥ 母親又は義母への暴力
- ⑦ 家族の犯罪行動

5-3 小児期逆境体験の影響

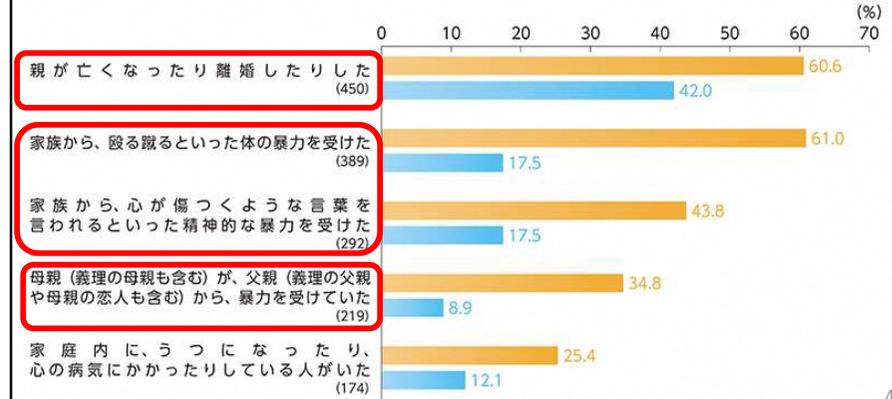


Felitti, V.J. et al. (1998) Relationship of Childhood Abuse and Household Dysfunction to Many of the Leading Causes of Death in Adults, The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study, American Journal of Preventive Medicine, 14(4), 256



5-4 非行少年の家庭環境

(上段:少年院在院者、下段:保護観察処分少年)



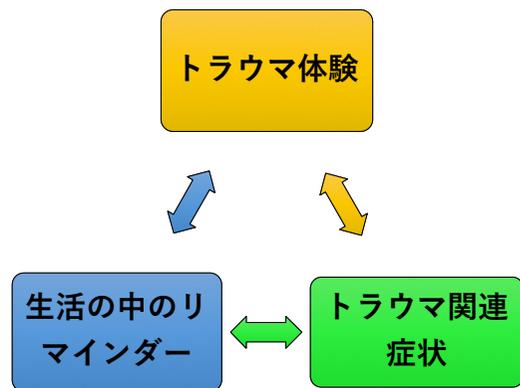
Q2 : 非行少年に対しては、二度と非行をしないように、厳しく指導する必要があるのではないですか。

5-5 トラウマインフォームドケアについて

- トラウマ (Trauma) 体験とは
 - その人の生命や存在に強い衝撃をもたらすような出来事を経験すること。トラウマ体験による精神的な変調を「トラウマ反応」と呼ぶ。
- 主なトラウマ反応

① 身体症状	⑥ 喪失や体験の否定
② 過度の緊張 (過覚醒)	⑦ 過度の無力感
③ 再体験	⑧ 強い罪悪感
④ 感情の麻痺 (解離状態)	⑨ 激しい怒り
⑤ 精神的混乱	⑩ 著しい退行現象

5-6 ト라우マの三角形



Q3：子どもが非行を犯して警察の取り調べを受けることになりました。親として、あるいは教師として、どのように対応すればよいのでしょうか。

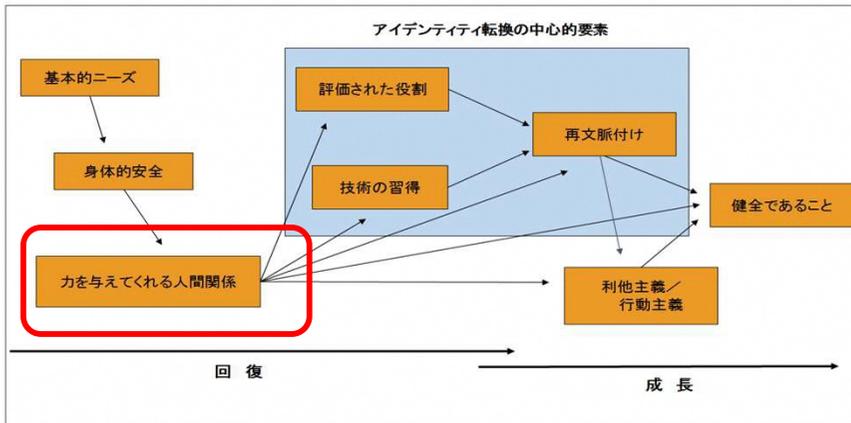
5-7 関係機関による再非行防止への取組み

- 警察関係
 - 少年補導職員、少年サポートセンター、少年警察ボランティア、少年サポートチーム、スクールサポーター など
- 法務省関係
 - 法務少年支援センター、社会を明るくする運動、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、自立準備ホーム など
- 裁判所関係
 - 補導委託先、社会貢献活動、少年友の会、学生ボランティア など

Q4：非行少年を更生させたり、非行を防止したりするためには、周囲の大人にはどのようなことが求められるのでしょうか。

5-8 Veyseyの犯罪者の更生モデル

(図) 人間的成長の一般モデル (Veysey)



6. まとめ

—子どもたちを誰ひとり取り残さないために—

子どもたちを誰ひとり取り残さないために

- これ以上の被害者を生まない社会を実現することの大切さ
- 非行少年の特徴と少年保護手続きに対する理解の重要性
- 真に安心安全な社会を実現するために私たちができることとは